



〔発行〕 宮城県 大河原地方振興事務所 林業振興部
 〒989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南129-1
 TEL 0224-53-3249 FAX 0224-52-3485
 ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/oksgsin-r/>

目次

- ・ 管内のNPOが柴田農林高校生徒に森林ボランティア養成講座を実施・・・P1
- ・ 県南でナラ枯れによる被害が急増しています！ ～現状と対策について～・・・P2
- ・ 大河原地方振興事務所では木材利用を進める様々な取り組みを行っています・・・P3
- ・ 平成21年度から開設を進めてきた林道「明光沢2号線」が開通しました・・・P4
- ・ 伐採届出は義務です ～木を伐る前には必ず届け出ましょう～・・・P4
- ・ 渡り鳥との接し方について ～死んだ野鳥等を見つけたら～・・・P5
- ・ 狩猟シーズンが始まります ～事故防止についてのお願い～・・・P5
- 〔Topics〕 平成25年度「みやぎ児童・生徒木工工作コンクール」入賞作品の御紹介・・・P6
- 〔Topics〕 原木しいたけの出荷制限が全国で初めて解除されました〔情報の御紹介〕・・・P6

管内のNPOが柴田農林高校生徒に森林ボランティア養成講座を実施

七ヶ宿町内を中心に、水や森林を守る活動に取り組みながら、東日本大震災被災地の石巻においても活動を展開しているNPO法人水守の郷・七ヶ宿（理事長：海藤 節生 氏）では、毎月第三日曜日を目安に、会員のほか県民の方々を募って「七ヶ宿山がっこ」を定期的で開催しているところです。

この活動の一環として、柴田農林高等学校の生徒達を対象に、森林ボランティア養成講座を実施しています。年6回の講座を通して森林ボランティアリーダーを養成しようという取組であり、第1回を9月14日（土）に行いました。第2回は10月27日（日）としており、順次毎月開催する予定となっています。

第1回の当日は晴天の中、19名の高校生が参加しましたが、生徒達は林内の丸太や枝を運ぶ整備作業や薪割りに汗を流したほか、森づくりの為の講習、枝打ち講習を受講しました。

体を動かした後の昼食は森の恵みであるキノコ汁、そして石窯で焼いたピザが振る舞われました。自らが集めた枝や薪を燃料として利用した料理に生徒達は大満足だったようです。

未来の担い手である生徒達は、この講座を通して一言で語りきれないものを感じたことと思います。水や森林を守ることは未来を守ることと語る海藤氏いわく、「森で色々感じてもらい、自由な考えをそれぞれ持ってもらうって良い。林業の担い手とまではいかなくとも、コツコツと森の魅力を伝えていけば、森に戻ってくれる人が増える。そんな種まきになればいい。」と想いを話されています。

材価の低迷等によって林業は産業としての活力を発揮できない状態が続いており、敬遠されがちな業種ですが、海藤氏の、型にはまらない林業スタイルと、身近な森林をフィールドにして展開される森林づくり活動は、人材育成だけでなく、地域の森林・林業の再生に最も必要なことと感じられます。

海藤氏は県南唯一の後継者育成団体である仙南フォレストクラブの会員にもなっており、大河原地方振興事務所では、同クラブの活動も含めて今後とも積極的に支援してまいります。

なお、NPO法人水守の郷・七ヶ宿の活動の詳細はHPまたはFBでご覧いただけます。



【協力すればこんな丸太も重くない！】



【慣れないノコギリでの伐倒】



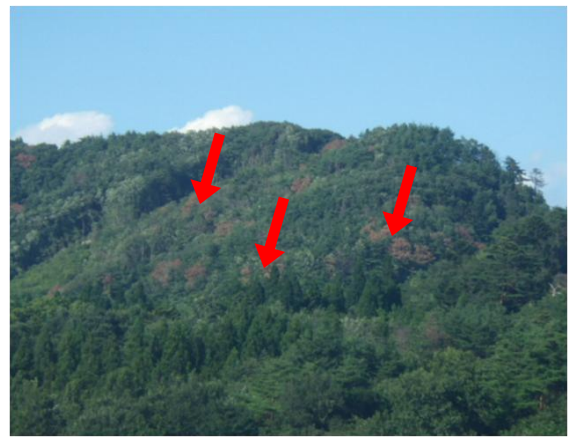
【皆でいい汗、流しました！！】

県南でナラ枯れによる被害が急増しています！ ～現状と対策について～

今年度になってから、県内では、県南地域を中心に、コナラやミズナラの葉が赤く変色して枯れる「ナラ枯れ」といわれる病害が急激に増えています。

宮城県の「ナラ枯れ」は、七ヶ宿町で初めて被害が確認されて以来、隣接する市町に発生が拡大し続けていますが、今年度になって丸森町や白石市で大規模な被害の発生が確認されており、早急な対処が必要な状況となっています。（右写真参照）

ナラ枯れの原因は、近年の研究によりカシノナガキクイムシ（以下「カシナガ」という。）という、わずか4mmほどの虫が幹に穴をあけて潜行し、その際に体に付着して持ち込まれた病菌が樹体内で繁殖することによって起こることがわかっています。



〔ナラ枯れ被害の発生例(丸森町)〕

被害を受けた木は、お盆過ぎから9月上旬頃に、葉が褐色になって萎(しお)れ、紅葉と見間違ふような状態になります。紅葉の時期には早い暑い時期に茶色や赤茶色になっているナラの木は「ナラ枯れ」になっている場合が多く、木の近くまで寄って見れば、根元から5mくらいの高さまでカシナガが開けた直径2mmほどの穴があり、穴からは大量の粉状になった木くずが根元や樹皮に積もっているのですぐわかります。（写真参照）



〔カシナガの成虫〕

ナラ枯れは、比較的高齢で太くなったナラの木がかかりやすいこと、被害を受けた木からは、カシナガが数十匹から数百匹以上、場合によっては数千匹が飛び立つことがわかっており、被害木の周辺



〔木の根本に積もった木くず〕



〔カシナガが開けた穴を拡大したところ〕

に適当なナラの木があれば、爆発的に被害が拡大する危険があります。

ナラ枯れ被害の拡大を防ぐためには、被害の発生を迅速に把握し、初期の段階で確実に防除を行うことが最も重要とされています。しかし、木が枯れ始めるのは盛夏になってからであり、それ以前にはなかなか被害を確認することができません。また、秋になると紅葉した木にまぎれて被害木の判別が難しくなってしまうため、短い期間に集中して調査を行う必要があります。

また、被害発生初期での防除は比較的容易ですが、被害が拡大してしまった後では、防除に莫大な労力と資金の投入が必要となるため、被害を縮小させることは困難になります。さらに、防除を実行したとしても、周辺にはカシナガが潜んでいるためにすぐには被害はなくなりません。このことから、被害が拡大してしまった場合は、重要なナラ林に限定した防除などを検討することも必要となってきます。

このほか、被害を受けやすい太いナラの木を伐採して資源として利用し、若く活力のある木で構成される森林に若返りを図ることもナラ枯れの防止に効果的とされています。

里山林は、少し前までは薪や木炭などの燃料を得るためや、きのこ原木などに活用するため、定期的に伐採され、その都度森林の若返りが行われてきました。しかし、時代の変遷による生活様式の変化や山村の過疎化・高齢化に伴って、資源利用のための伐採が行われなくなったこと、県南圏域では、福島原発事故に伴う森林の汚染などにより、きのこ原木としての利用ができない状況にあることから、里山の放置化は一層進み、ナラ枯れ被害が発生しやすい環境になっています。大河原地方振興事務所では、被害市町と連携して被害の把握や適切な防除に取り組んでまいりますので、皆様もナラ枯れが疑われる被害木を発見したときは、最寄りの市町の役場などに情報の提供をお願いします。

○管内の全市町で『公共建築物における木材利用の促進に関する方針』の策定が完了しました

県では公共建築物の木造化、木質化を推進するため、国で定めた「公共建築物等における木材利用の促進に関する法律」に基づいて、平成23年度に『宮城県の公共建築物における木材利用の促進に関する方針』を定めています。この方針の趣旨は、県で建築する公共建築物については、可能な限り木造とするというものです。県だけでなく各市町村にもこの取組を広げるために、同法に基づいて県内全ての市町村と広域行政事務組合等に対して同様の趣旨の方針策定をお願いしていたところです。

大河原地方振興事務所管内では、平成25年10月に2市7町、1広域行政事務組合全てにおいて方針の策定を完了しました。（全県における策定進捗率68%（H25.10.11現在））

策定に御協力いただいた各市町等に対して御礼申し上げますとともに、今後、公共建築物の建設に当たっては、木造建築物の積極的な導入と県産材や地元材の使用をお願いいたします。

○管内で木造公共施設2施設が建築をスタートしました

管内において、森林整備加速化・林業再生事業（木造公共施設等整備）を活用して、仙南地域広域行政事務組合、柴田町の2者による木造公共建築物の建設が進められています。

仙南地域広域行政事務組合の事業は、消防署出張所の庁舎建築であり、平成23年度、24年度にも同事業を活用して順次建設が進められており、大河原消防署川崎出張所、白石消防署蔵王出張所の建築は既に完了し、今年度の角田消防署丸森出張所の建築が完成すれば、管内消防署出張所庁舎の木造化が全て完了します。

工事は平成25年7月23日に着手し、木造在来工法により使用木材64.81立米の全てを管内産材を活用する方向で進められています。

柴田町の事業は、児童館（船迫子供センター（仮称））の建築ですが、使用木材量は270立米という大規模施設であり、着工は平成25年11月の予定となっています。また、木材については町有林から生産・供給を行う計画としており、地元密着型の公共施設を地元材で建築するモデル的な取組として期待されています。

なお、伐採、乾燥、製材等の工程にロスが生じないように、地元の森林組合、製材所等と町や県も含めた調整会議を開催しながら進めています。

両者とも県産材（地域材）を積極的に利用して建築される施設であり、施設の利用を通じて、地元の方々が森林・林業や木材利用について考える機会としてもらいたいと願っています。また、地元の木を使う取組によって、地域の森林・林業が活性化し、山村が元気を取り戻し、美しく、健全な森林整備が進んでいくよう、大河原地方振興事務所では、さらに取組を進めてまいります。



〔角田消防署丸森出張所の建築工事〕



〔柴田町における調整会議の状況〕

○県南地域材の安定的な供給に向けた取組が始まります

東日本大震災から2年半が経過しましたが、依然として、被災した約9万人余の方々が厳しい仮設住宅で生活を続けている状況です。このような中、災害公営住宅建築に必要な木材量は年間10,500立米とされ、その安定的な供給確保が課題となっております。

このため、大河原地方振興事務所と宮城南部流域森林・林業活性化センター仙南支部の協同により、管内材の供給体制を強化しようとする取組を開始しました。

今後は、4回程度の委員会開催により、各事業体間の意見交換や管内の木材需給体制の整備などについて検討する予定としており、木材生産事業体（川上）、乾燥・製材事業体（川中）、建築関連事業体（川下）の関係者による議論を進めてまいります。関係者の皆様の御理解、御協力をお願いいたします。

林道「明光沢2号線」が開通しました

丸森町東部に位置する大内地区で、平成21年度から開設工事を進めてきた林道「明光沢2号線」が開通し、使用を開始しました。「明光沢2号線」は、県道「金山新地停車場線」と林道「鈴宇線」を南北に結ぶルートとして、道整備交付金等を活用し、開設延長1,639m、全幅員4m、全線アスファルト舗装で整備されました。

施工に当たっては、視距を確保するため、内カーブの切土法面部に丸太伏工を施工（写真左側法面参照）したり、デリネーターも木製とするなど、木材を積極的に活用した景観調和に配慮した林道となっています。なお、工事期間中は、切土法面の度重なる崩壊や、東日本大震災による莫大な復旧工事を抱えての実施、放射性物質の影響を残した残土の受入れ先の調整など、様々な問題を解決しながら進める必要がありましたが、丸森町の努力の甲斐もあり、今回の完成に至ることができました。関係者の御尽力に感謝申し上げます。



【開通なった「明光沢2号線」の状況】

丸森町では、平成23年度末現在で林道54路線、総延長114,249mが整備されており、林道密度についても6.81m/haと県平均の5.09m/haを大きく上回るなど、県内でも5指に入る先進的な整備を行っています。

林道の整備は、林業生産活動を大きく進めるため不可欠であることはもちろんのこと、町民の方々の生活道路としても重要な存在であり、地域にとって欠くことのできない道になっています。

今回整備された「明光沢2号線」についても、地域の森林整備推進や産業の振興、さらに地域住民の生活向上においても大いに役立てられるものと期待されます。

大河原地方振興事務所では、今後とも、地域の振興に重要な存在である林道の効果的な開設や改良に取り組んでまいります。

伐採届出は義務です ～木を伐る前には必ず届け出ましょう～

「伐採及び伐採後の造林の届出」、通称「伐採届出」といわれる制度を御存じでしょうか。木を伐る前には「伐採届出」を各市町村役場に提出する義務があります。

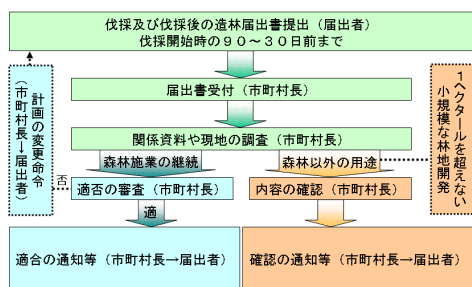
森林を伐採する際の制度は森林の資源管理を目的として始まり、森林法が施行されてから今日に至るまで長きにわたって運用されてきました。その間、許可制から届出制への緩和や、事務の主体が県から市町村に移行するなど様々な改革がありましたが、皆様の御理解と御協力もあって、適正な森林の管理に活用され、重要な役割を果たしてきました。



昨今では、その役割は幅を広げ、資源管理の目的だけでなく、適正な方法によって生産された木材（合法木材）であることを証明する根拠として、また、県内で生産された木材であることを証明するトレスアビリティ（生産地証明）の根拠としても活用されるなど、重要性が増してきています。

補助事業においても、県の新築木造住宅建築に対する支援を受けるための証明書類の一つとなっているなど、伐採届出を適正に行っていることを前提とした補助事業は今後も増える傾向にあると思われます。

伐採届出は、森林所有者や伐採を行う者が、伐採を始める90日から30日前までに森林が所在する市町村役場に提出することとなりますが、自分所有の森林であっても届出は必要となるほか、皆伐だけでなく択伐や間伐も対象となりますので御注意願います。また、届出をしないで伐採した場合、森林法に基づき100万円以下の罰金が課せられる場合があります。



【伐採届出の事務の流れ】

森林の適正な管理を行う上でも、また、県産材の利用を進める上でも重要な制度となっていますので、皆様の御理解と御協力をお願いします。

渡り鳥との接し方について ～死んだ野鳥等を見つけたら～

これから冬期間に向かい、ハクチョウやカモなどの野鳥を目にする機会が増える季節となりますが、野鳥に会う機会が多くなると、死んだ野鳥を見つける場合があるかもしれません。

そのような時、「鳥インフルエンザで死んだ鳥ではないか」と直ちに疑う必要はありません。野鳥が死ぬ原因には、餌が採れないための衰弱や、急激な環境の変化による影響など、様々な理由が考えられるため、すぐには病気により死んだものとは判断できないからです。



鳥インフルエンザは、感染した鳥と濃密に接触するなど特殊な場合を除いて、通常の状態では人に感染しないと考えられていますので、感染を直ちに心配する必要はありませんが、死んだ野鳥を素手で拾い上げるなど直接的な接触は行わないようお願いいたします。一方で、野生の鳥には、体内や羽毛などに細菌や寄生虫などの病原体がいる場合があるので、鳥インフルエンザでないことがわかっている場合であっても、同じように

素手では触らないように注意する必要があります。

なお、野鳥の体や排泄物などに素手で触れてしまった場合であっても、十分な手洗いとうがいをすれば心配はありませんので、御心配なさらず、速やかに冷静な対応をお願いいたします。

なお、万が一、同じ場所でたくさんの野鳥が死んでいる状況を発見した時は、野鳥に近づきすぎないように注意のうえ、最寄りの市役所又は町役場・大河原地方振興事務所まで御連絡ください。

大河原地方振興事務所では、鳥インフルエンザの発生を監視するため、一定の基準を超えた死亡野鳥が見つかった場合、死亡野鳥を回収して簡易検査により確認することにしています。簡易検査で陽性の場合、専門機関で再度検査を行い、その結果陽性であれば、国の指示に基づき対策本部を設置して対応を行うこととなります。

大河原地方振興事務所では、鳥インフルエンザが管内で発生したとの想定により、10月2日(水)に県・市町職員等の参加による鳥インフルエンザ防疫演習を実施し、迅速で的確な初動対応のために備えを行いました。



美しく愛らしい野鳥には思わず手を差しのべたくなるものですが、人間による餌付けは野鳥の生活を乱し、人間の生活環境や生態系にも影響を与えます。県民の皆様におかれましても、観光等で渡り鳥の飛来地を訪れる際など野鳥に会う機会においては、安易な餌付けは行わないよう、また、一定の距離を保ちながら接するよう、御配慮をお願いいたします。

狩猟シーズンが始まります ～事故防止についてのお願い～

いよいよ、平成25年11月15日から狩猟が解禁となります。狩猟期には、主に鳥類を狙う「銃猟」やイノシシなどを狙う「わな猟」等が行われることとなりますが、狩猟を行われる方はルールを厳に守り、事故を発生させたり違反をすることがないように、お願いいたします。

また、入山される方などは周辺で狩猟を行っている場合がありますので、十分御注意をされるようお願いいたします。



【狩猟期】「平成25年11月15日から平成26年2月15日まで」

なお、大河原管内のイノシシ猟については、以下のとおり期間が延長されています。

銃 猟・・・平成26年2月28日まで期間延長

わな 猟・・・平成26年3月31日まで期間延長

【注 意】① 狩猟免許を所持し、狩猟者登録をされた方が狩猟を行えます。免許を持っていない方や、免許はあっても狩猟者登録を行っていない方は狩猟ができません。

② 狩猟のほかに鳥獣被害防止を目的とした有害鳥獣捕獲が行われている箇所があります。これは、宮城県や市町村で捕獲を許可して実施しているものであり、可猟区以外でも箱わな等を設置している場合がありますので御注意ください。



【Topics】

平成25年度「みやぎ児童・生徒木工工作コンクール」入賞作品の御紹介 ～多数の御応募をいただきありがとうございました！～

平成19年度から毎年度実施されてきました“みやぎ児童・生徒「木工工作コンクール」“も、今回で第6回を迎えました。

今年度は、全県で合計206点、大河原管内の小学校からも30点という多数の応募を頂きました。御理解と御支援、本当にありがとうございました。

涼しい風が吹き抜けそうな竹や割り箸を利用して作ったログハウスやユニークな木製カレンダー、今にも走り出しそうな船等、アイデア満載の作品が多数集まり、予備審査においても、どれを推して良いか迷うようなレベルの高い作品に称賛の声が上がっていました。

全県の作品が集められて行われた平成25年9月18日の本審査においても、審査員を悩ます選考作業が行われましたが、その結果、当管内からは白石市立大鷹沢小学校6年生の作品『おもしろテーブル』が見事に優秀賞（教育長賞）を受賞しました（写真参照）。木の色や固さ等、木の持つ性質をうまく利用したすばらしい作品となっています。本当におめでとうございました。なお、その他にも佳作入賞等、多数の受賞が決まっております。次年度の開催においても多数の応募の御協力につつまして、よろしくお願ひいたします。



【見事優秀賞を獲得した『おもしろテーブル』】

原木しいたけの出荷制限が全国で初めて解除されました

東日本大震災に伴う福島第一原発事故の影響により、原木しいたけやタケノコなど県内の特産林産物の出荷制限が続いており、生産者やJA関係者からは一日も早い制限解除と出荷の再開を渴望する声が各所で聞かれています。このような中、岩手県盛岡市で、全国で初めて原木しいたけの制限が解除されましたので、御紹介いたします。

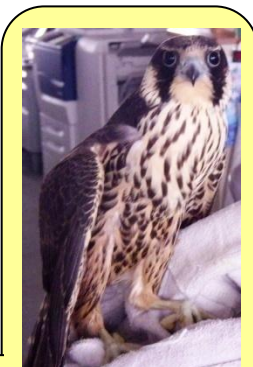


盛岡市では生産者18名に対し、汚染されたほだ木を全て廃棄するとともに、生産者情報（氏名、ほだ場の所在、ほだ木の本数など）管理や生産工程（原木、ほだ木、生産したしいたけの検査徹底、落葉層の除去など）管理を実施し、生産を中止した1生産者を除く全ての生産者のほだ木及びしいたけを検査した結果、基準値を下回ったことを受けて国に申請した結果、制限解除の回答を得たものです。

制限解除に当たって、国からは、適正な生産工程管理の実施確認と、発生期間内の定期的な出荷前検査、出荷・販売先の記録や出荷物への原産地や栽培方法の表記、基準値を超えたしいたけの流通防止策などが条件として付記されるなど、まだまだ今後の体制整備など



壁はありますが、本格的な生産再開に向け大きな前進となったと考えています。このほか、栃木県矢板市でも解除の取組が進みつつあるなど、明るい材料が出てきたことから、大河原地方振興事務所では、これらの先例を参考に、一日も早く原木しいたけやタケノコが店頭で並びたいことを目指して、制限解除に向けた取り組みを続けてまいります。引き続き、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。



【保護されたハヤブサ】

【編集後記】



「竹とんぼ」No.33を発行しました。森林・林業施策の参考として御活用ください。ところで、林業振興部には保護された野鳥や小動物等の珍客が舞い込むことがあります。右上の写真は保護された「ハヤブサ」ですが、林業職員であっても間近で猛禽類を見ることは少ないため、思わずシャッターを切りました。このような野生鳥獣の保護も重要な県の仕事です。皆様の県行政への一層の御理解と御協力をお願いします。